

# 働き方改革 個別相談会

働き方改革でああなたの企業の生産性アップ！！

本年4月から順次施行されております「働き方改革法」について、中小企業・小規模事業者の間でも様々な見直しがされています。労働力の確保と従業員の生活への多様な配慮が一層求められるようになり、中小企業・小規模事業者も「働き方改革関連法」を踏まえて事業経営を行っていかねばなりません。

「年5日間の有給取得の義務化」「残業時間の上限規制」などに対応するため、沖縄働き方改革推進支援センターより社会保険労務士を招き、「働き方改革」に関する個別相談を開催します。

労務管理や賃金制度など、労務の悩み抱える方は是非ご利用ください。

## 日時

令和2年1月15日(水)～2月26日(水)全7回

毎週水曜日 13:00～16:00(1社当たり1時間程度)

## 場所

那覇商工会議所 3階相談コーナー

那覇市久米2-2-10 ※駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用下さい。

## <個別相談 申込書>

事業所名		業種	
相談者名		連絡先	

ご希望の日時と時間帯に○を付けて下さい。※申し込みが重複した場合は調整のお電話をさせていただきます。

日時：1月(①15日 ②22日 ③29日) 2月(④5日 ⑤12日 ⑥19日 ⑦26日)

時間帯：①13:00～14:00 ②14:00～15:00 ③15:00～16:00

ご相談内容 ※ご相談したい内容に✓を入れて下さい。(複数選択可)

- 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について       働き方改革関連法全般について  
 助成金について       時間外労働の上限規制について       年次有給休暇の取得について  
 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備  
 その他( )